

令和元年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

事業名称	区分	担当課	指摘事項等の内容	措置内容	措置通知日
若者定住促進事業費	意見	政策企画課	<p>●婚活サポートセンター設置の費用対効果について</p> <p>「すごい！鳥取市」婚活サポートセンターの運営実績として、運営委託費10,200千円に対して、平成30年度の成婚数は4組であった。今後は、結婚による若者定住を促進するという目的につながるよう、これまでの事業内容を十分検証し、効果的な事業となるような仕組み・体制を再構築する必要がある。また、成婚実績をより増やすため、成婚報告を促す取組みを行い、効果の検証が正確に行えるようにする必要がある。</p>	令和2年度の麒麟のまち婚活サポートセンターの事業費においては、成婚実績を増やすための取組として、企画運営費とは別に、イベント参加者数(上限150万円)や成婚実績(上限60万円)に応じて委託料を計上し、効果的な取組となるよう、成功報酬的な仕組みを取り入れている。	R2.4.27
麒麟のまち創生推進事業費	意見	政策企画課	<p>●連携中枢都市圏へ加入推進について</p> <p>連携中枢都市圏ビジョンに位置付けられた90事業の着実な推進を図る上では、麒麟のまち圏域に含まれている兵庫県香美町も含めたより広域的な連携を行うことが、圏域全体の経済成長や生活関連機能サービスの向上につながるものと思われる。そのため、連携中枢都市圏に兵庫県香美町も加わるように働きかけを行い、圏域の活性化に取組みことが望まれる。</p>	兵庫県香美町は、圏域の連携による地方創生を目的とした「麒麟のまち創生戦略会議」に、平成27年度の発足当時から参画されており、広域観光や移住定住の取組をはじめ、日本遺産認定など、様々な連携の取組を進めてきた。令和2年2月13日に開催した会議において、連携中枢都市圏への加入意向を表明され、香美町を含めた圏域の形成にかかる議案が構成各市町議会で認められた。3月27日に連携協約を締結し、令和2年度から香美町を含めた新たな圏域での取組を始める。	R2.4.27
日本遺産登録推進事業費	意見	文化交流課	<p>●麒麟獅子舞をPRする施策の募集について</p> <p>麒麟のまち圏域の1市6町に点在する文化財等を生かしたストーリーによるパッケージ化、一体的な整備・活用、国内外への戦略的な情報発信・普及啓発などの取組みを行い、地域の活性化を図っていく必要がある。この唯一無二の麒麟獅子を国内外に幅広く周知するために情報発信し、麒麟のまち圏域内に最大限の経済効果を生むよう地域住民及び民間事業者からも広く利活用策を募集することが望ましい。</p>	<p>国の補助制度等を活用しつつ、日本遺産「麒麟のまち」推進協議会を中心に、麒麟獅子舞をはじめとする文化財の国内外への情報発信、普及啓発、人材育成、文化財の活用・整備等の取組を進めます。</p> <p>この中で、民間関係者や地域住民等からの意見・アイデア等についても募集し、事業効果が高いと思われるものについては取組に生かしていくことを予定しています。</p>	R2.4.27
麒麟獅子舞圏域活性化事業費	意見	文化交流課	<p>●麒麟獅子舞の後継者育成について</p> <p>麒麟のまち圏域に受け継がれる麒麟獅子舞の魅力をさらに情報発信、普及啓発し、圏域の活性化につなげるとともに、麒麟獅子舞の保存団体等との連携を図り、麒麟獅子舞の次世代への保存・継承を図ることも必要と思われる。今後は、麒麟獅子舞の保存・継承のための予算を組み、後継者の育成を行うことが望まれる。</p>	日本遺産「麒麟のまち」推進協議会の取組の中で、昨年度に引き続き、麒麟獅子舞をはじめとする文化財等について学ぶ「麒麟のまち日本遺産塾」の開催を予定しているほか、新たに子どもたちを対象とした「麒麟獅子舞体験講座」の開設、SNS等による情報発信を行う「麒麟獅子舞応援サポーター」の創設、小学生向け解説本「麒麟獅子舞のひみつ」の制作・配布を予定しています。	R2.4.27
地域商社運営支援事業費	指摘事項	経済・雇用戦略課	<p>●今後の見直しについて</p> <p>「地域商社とっとり」の第2期(平成30年度)の決算は大幅な赤字(税引前当期純損失34,350千円)であり、これは当初想定していなかった事業の引継ぎを行ったことが要因となっている。所管課は「地域商社とっとり」の赤字の要因となっている事業引継ぎの内容をしっかりと把握していない。赤字の要因となっている事業引継ぎの内容をしっかりと把握したうえで、運営に対する財政支援を行う必要がある。</p>	<p>「地域商社とっとり」の第2期決算の赤字については、第3期以降の事業展開のために先行投資的に人員増強に取り組んだことが主な要因であったことを確認しました。</p> <p>今後は、定例的な地域商社の代表者との協議や意見交換などを通じて、事業内容や経営状況の見直しなど、事業運営を把握していくこととします。</p>	R2.4.27

事業名称	区分	担当課	指摘事項等の内容	措置内容	措置通知日
シティセールス推進事業（地方創生推進交付金活用事業）	意見	経済・雇用戦略課	<p>●麒麟のまちの飲食部門の業者の選定について</p> <p>麒麟のまちの飲食部門を地域商社ととりが中央フードサービス(株)に委託している。中央フードサービス(株)は固定納付や売上変動による納付金の負担をしているが、初期投資や維持費・管理費等の負担は少なく、大変有利な条件で運営していると思われる。したがって、地域商社ととりは、広く麒麟のまち圏域の市町村の業者も含め、競争入札で業者を選定する方法が考えられる。</p>	中央フードサービス(株)との委託者である地域商社ととりと令和2年2月5日に協議を実施。意見内容について説明し、中央フードサービス(株)との契約方法や中央フードサービス(株)に代わる実施可能な業者の選定についての検討を求めた。	R2.4.27
起業のまち「鳥取」創造プロジェクト事業費	意見	経済・雇用戦略課 企業立地・支援課	<p>●ふるさとととり創業スクール事業の有効性、経済性について</p> <p>当該事業は、平成28年度から3か年の計画で実施されたものであるが、セミナーへの参加人数は年々減少し、創業を伴う移住希望者は稀であり、移住者実績もなかったとのことであり、費用対効果に乏しく、具体的な成果が認められない。事業の有効性、経済性の観点で問題が生じてくる可能性があるものは、無理に実施することなく、場合によっては途中の年度で取りやめることや、有効性、経済性の観点から低コストで高い効果の得られるような工夫をすることを検討する必要があったものと思われる。</p>	既に実施・完了・廃止した事業であるため、本事業そのものを再検討することは不可能であるが、他事業を含め、洗い出しを行った。令和2年度は、働き方改革推進事業におけるセミナー開催事業を廃止し、後継者不足により事業承継が進まないなか、事業承継推進事業において専門機関等へ相談する際の経費を補助する制度を創設した。	R2.4.27
「恋人の聖地/白兔海岸」推進事業費	意見	観光・ジオパーク推進課	<p>●事業実施報告書の内容確認について</p> <p>鳥取市が、白兔海岸地域の美観形成のための除草業務及び樹木伐採業務を委託している白兔観光協会から提出された事業実施報告書に記載されている人件費が時給700円と記載されており鳥取県の最低賃金（時給762円）を下回っている。委託費に対する算定根拠を人件費として示す場合には、最低賃金を下回る時給で業務を委託しているような誤解を与えないように指導を行い、今後は事業実施報告書の記載内容が適切であるか十分に確認する必要がある。</p>	令和元年度分は、受託者からの見積積算段階において最低賃金を下回っていないことを確認しています。今後も受託者に指導を行うなど、適正に対応していきます。	R2.4.27
宣伝推進事業費	意見	観光・ジオパーク推進課	<p>●委託費の精算について</p> <p>契約額の目安となる見積書に記載されている観光パンフレットの部数に比べ、事業報告書に記載されている観光パンフレットの部数が大幅に増加しているが、委託金額の範囲内で作成業務が行われたとのことで、変更契約は行われていない。委託契約書では、委託費の全額は前金払いとされており、委託費の精算を行うこととはなっていないため、委託費の精算は行われていないが、印刷物の部数が協議によって決まるケースでは、パンフレットの印刷の要する費用も実際の印刷部数により変動することから、委託費の精算を行う必要がある。</p>	令和2年3月9日付けで仕様書内の印刷部数に関する記載を変更する変更契約を締結し、各印刷物が当初契約時の部数にとられることなく、予算の範囲内で変動することに対応できるよう改めました。あわせて、令和2年度事業から、委託契約内容の変更とともに、支出形態を前金払から概算払に変更し、事業報告書を基に精算する予定です。	R2.4.27

事業名称	区分	担当課	指摘事項等の内容	措置内容	措置通知日
ループバス運営支援助成費	意見	観光・ジオパーク推進課	<p>●乗車率を高めるための広報について</p> <p>乗降者数は年々増加傾向にあるものの、事業の実績から算定した1便当たりの平均乗車人数は約25人である。さらにバスの乗車率を高めるために、ループ麒麟獅子バス停周辺の観光施設をさらに周知するなど、積極的な広報をすべきである。</p>	ループ麒麟獅子の乗降者数のさらなる増加に向け、各関係者と連携しながら、バス停周辺の観光情報を国内外へ積極的に発信していく旨を受託事業者と確認しました。引き続き国内外でのPR事業や旅行会社との商談会等において、ループ麒麟獅子バスやバス停周辺観光情報を積極的に発信していきます。	R2.4.27
			<p>●委託契約の明確化について</p> <p>委託先である鳥取市観光コンベンション協会から提出された「ループ麒麟獅子バス収支決算書」によると、委託費を含む収支差額は委託契約書にないループ麒麟獅子バスの事業支出に充てられているとのことであるが、それらをあらかじめ明確化しておくとともに、必要経費を差し引いた委託料の収支差額がプラスとなる場合には、委託料を精算するような契約内容に見直すべきである。</p>	令和元年度契約分より、事業終了後に必要経費が記載されたループ麒麟獅子バス収支決算書の提出を行うよう受託事業者に指示しました。また、事業収支に差額が生じる場合は委託料を精算する旨を追加した変更契約を令和2年3月10日付で締結しました。	R2.4.27
観光イベント開催補助金	指摘事項	観光・ジオパーク推進課	<p>●事業収支決算書の記載の明確化について</p> <p>因幡和太鼓の祭典事業補助金以外の収入として、因幡和太鼓の祭典の入場料収入があるが、補助金交付先から提出された事業収支決算書では、収入の部の自己資金の中に入場料収入が含まれており、入場料収入の金額が分からず、事業収支決算書上で、補助金額を算定することができない。今後は、補助金交付先から明確な事業収支決算書を提出してもらい、補助金額の算定を行う必要がある。</p>	令和2年度以降、補助金の申請手続きにおいて入場料収入及び事業経費を明確にした収支予算書並びに収支決算書を提出するよう補助事業者に指示しました。	R2.4.27
	意見		<p>●補助金交付要綱の記載の明確化について</p> <p>市民納涼花火大会事業補助金の交付先から提出された決算書をもとに補助金額を算定すると、商社協賛金などの事業収入は優先的に決算書に記載の補助対象外経費に充当し、補助金額の算定を行っている。市民納涼花火大会事業補助金交付要綱では、商社協賛金などの事業収入を補助対象経費に優先的に充当することが明確にされていないため、そのような取扱いを明確にする必要がある。</p>	協賛金等の特定財源を優先的に補助対象外経費に充当する旨を補助金交付要綱に明記しました。(令和2年3月11日付で改正、令和2年4月1日施行)	R2.4.27
因幡地域周遊バス運行支援助成費	意見	観光・ジオパーク推進課	<p>●誘客促進のためのPRについて</p> <p>当該事業の実績は、運行回数33回で、利用者数は283人であることから、1回当たりの平均利用者数は約9人と少ない。より効果的な事業とするため、鳥取県東部・中部の宿泊施設や観光施設と連携したPRを行うなどし、誘客促進を図る必要がある。</p>	さらなる利用者数の増加に向け、魅力的な周遊コースの造成や県内外の旅行会社等へ積極的に発信していくことについて、運行事業者と確認しました。	R2.4.27
広域観光開拓・推進事業費	意見	観光・ジオパーク推進課	<p>●各市町間の負担割合の検討について</p> <p>町別の運営負担金・事業費負担金において、鳥取市の広域観光開拓・推進事業の主な支出は、地域連携DMO「麒麟のまち観光局」の運営費負担金(会費)25,000千円とDMOスタートアップの事業負担金12,000千円であり、その負担割合は約8割となっている。市の支出金額及び負担割合が多いため、今後は支出金額や負担割合の見直しも検討していただきたい。</p>	地域連携DMO「麒麟のまち観光局」では、各市町の負担割合は3年ごとに見直すこととされており、令和3年度からの見直しに向け、令和2年度中に観光局及び1市6町で検討を行っていく予定です。	R2.4.27

事業名称	区分	担当課	指摘事項等の内容	措置内容	措置通知日
観光産業育成支援事業費	指摘事項	観光・ジオパーク推進課	<p>●補助対象経費の範囲について</p> <p>外国人観光客誘客促進事業の1件について、事業収支決算書の支出の部の借上料に計上されている店舗貸し切り代30,000円は、事業収支決算書に添付されている領収書を見ると、補助対象事業者本人が発行している領収書である。補助対象事業者本人が発行した領収書は、実際に借上料として支出が行われたものではない。今後は、補助対象事業者本人が発行した領収書については、補助対象経費に含めない取扱いにする必要がある。</p>	<p>ご指摘の補助事業者が自社調達した経費は、補助対象外経費として取り扱いました。また、令和元年度に受理したすべての事業実績報告書とその領収書を再度精査し、補助事業者本人が発行している領収書を補助対象経費としていないことを確認しました。なお、補助対象者自身から調達したものに係る経費は補助対象経費に含めない旨を補助金交付要綱に明記しました。(令和2年3月12日付で改正、令和2年4月1日施行)</p>	R2.4.27
「砂像のまち鳥取」推進事業費	意見	観光・ジオパーク推進課	<p>●砂像彫刻家の育成について</p> <p>「砂像のまち鳥取」推進事業は、「砂のルネッサンス2018」の広報、砂像制作、運営業務等をはじめ、「学生限定砂像グランプリin鳥取」や「中学生砂像選手権」等を開催し、市民に砂像文化を知ってもらう事業である。この事業で特に若い世代に砂像彫刻を体験してもらい、砂像関係者との交流を通して広く砂像彫刻の魅力を知ってもらうことで、将来の砂像彫刻家の担い手の育成を図り、砂像制作費用や期間の効率化に向けて取り組んでいただきたい。</p>	<p>将来の砂像彫刻家の発掘・育成に向け、引き続き砂のルネッサンスの取り組みを推進していきます。</p>	R2.4.27
鳥取砂丘新発見伝事業負担金	意見	観光・ジオパーク推進課	<p>●積極的な広報について</p> <p>平成30年度に採択された事業の中には、イベントへの参加人数が少なかった事業も見受けられる。このような状況から費用対効果は低く、また経済性にも欠ける事業であったことがうかがえる。今後は、より経済効果が見込まれるイベントとなるように、砂丘の魅力をより多くの人に発信し、参加者が増えるような広報活動が望まれる。</p>	<p>より効果的で魅力ある事業となるよう、「日本一のすなば」魅力〇ごと事業に名称及び内容を改編し令和2年度から実施します。県内外からより多くの人に参加の機会が周知されるよう、イベント事業者と県市が連携して広報活動の実施に努めます。</p>	R2.4.27
砂の美術館管理運営費	意見	観光・ジオパーク推進課	<p>●委託料内訳の明確化について</p> <p>砂の美術館総合プロデュース業務については、委託料30,118千円を支払っているが、契約前に徴収している見積書の見積積算内訳は、それぞれの業務の数量がすべて「一式」となっており、見積金額に対して積算内訳がおおまかな記載になっている。現状の委託料は、いわゆる渡し切りのような扱いになっているが、委託料の金額が少ないとは言えない状況の中で、説明責任という観点からは、委託料の積算内訳が明確に分かるような見積書を徴収する必要がある。</p>	<p>令和2年度の砂の美術館総合プロデュース業務について積算内訳を明確にした見積書を徴収するとともに、提出書類を十分に精査し適正な事業執行に努めます。</p>	R2.4.27
			<p>●砂像制作の後継者育成について</p> <p>鳥取市の地元の若者に砂像制作の技術を指導し、将来的には鳥取市で 独自に砂像制作ができるように後継者を育成すべきである。地元の後継者を育成することにより、予算や時間の経済効率化が図られる。</p>	<p>将来の砂像彫刻家の発掘・育成に向け、引き続き砂のルネッサンスの取り組みを推進していきます。</p>	R2.4.27

事業名称	区分	担当課	指摘事項等の内容	措置内容	措置通知日
砂丘管理事業費	意見	観光・ジオパーク推進課	<p>●業者の選定について</p> <p>砂丘管理事業における4つの業務が、随意契約により同一の業者と契約が行われている。随意契約運用基準の留意事項には「業者選定に当たっては、特定の業者に偏らないようにすること」と記載があり、特定の業者に偏らないように選定を行うべきである。</p>	<p>今後は特定の業者に偏らないよう、入札実施も含めて選定を行います。</p>	R2.4.27
鳥取砂丘イリュージョン開催補助金	意見	観光・ジオパーク推進課	<p>●誘客促進のための取組みについて</p> <p>冬の鳥取砂丘の一大イベントであり、楽しみにしている観光客も多い。冬の閑散期の時期だが、来場者数も10万人を超え、経済効果も大いに見込まれる。今後も砂の美術館や、カニなどの飲食を伴う宿泊施設等と連携し、さらなる誘客促進のための取組みを続ける必要がある。</p>	<p>引き続き実行委員会や関係団体と連携し誘客促進に取り組めます。</p>	R2.4.27
山陰海岸ジオパーク事業費	指摘事項	観光・ジオパーク推進課	<p>●事業収支決算書の記載の明確化について</p> <p>平成30年度鳥取市山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金の交付要綱では、「事業の実施に伴い、参加費、協賛金、その他の収益が発生した場合は、補助対象経費から当該収入相当額を控除した額を補助対象経費とする。」と記載されているが、決算書には明確な金額が記載されていない。協賛金等の収益が発生した場合に当該収入相当額を補助対象経費から控除する場合には、補助対象事業者から収入として控除する金額が明確な事業収支決算書を提出してもらい、補助金額の算定を行う必要がある。</p>	<p>参加費、協賛金その他の収益が発生した場合、自己資金と分けて収支決算書で報告するよう、補助金交付要綱を改正しました。(令和2年3月9日付けで改正、令和2年4月1日施行) 今後は、申請書類等を十分に精査し適正な補助金交付に努めます。</p>	R2.4.27